

前編

これだけ読めば分かる！
高齢者虐待の予防、早期発見

ケアマネジャー、福祉サービス従事者
民生委員児童委員等を対象に書かれています。

第1章 高齢者虐待の定義

1. 高齢者虐待防止法

平成18年4月1日に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下、「高齢者虐待防止法」という。）が施行されました。この法律は、高齢者虐待の防止、虐待を受けた高齢者の保護、そして虐待をおこなった養護者の支援を目的としています。

2. 「高齢者」のとりえ方

高齢者虐待防止法では、「高齢者」を「65歳以上の者」と定義しています（法第2条1項）。

【「65歳未満の者」に対する虐待の場合】

高齢者虐待防止法の定義に従えば、形式的には65歳未満の者には法は適用されないこととなります。しかし、現実には65歳未満の者に対する虐待も生じており、保護すべき必要があるという点においては65歳以上の者に対する虐待と変わりません。従って、65歳未満の者に対する虐待についても、高齢者虐待防止法の趣旨に則り、「高齢者」に準じて対応を実施することが重要と考えられます。

※なお、養介護施設・事業所を利用する65歳未満の障害者については高齢者とみなし、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する規定が適用されます（法第2条第6項）。

3. 養護者による高齢者虐待

高齢者虐待防止法では、養護者の定義を「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のものをいう」と定めています。

「現に養護する」という文言上、「養護者」は当該高齢者の日常生活において何らかの世話をする人を指すと解されます。具体的な行為として、金銭の管理、食事や介護などの世話など、高齢者の生活に必要な行為を管理したり提供していることが「現に養護する」に該当すると考えられます。

また、養護者は必ずしも当該高齢者と同居していなければならないわけではなく、例えば、近所に住みながら世話をしている親族や知人なども「養護者」であると考えられます。

なお、経済的虐待については、高齢者の親族であれば、養護者に該当しない者も、虐待の主体となりえますので留意してください。

【現に養護していない者による虐待の場合】

現に養護していない者による虐待については、虐待を行っている者が「養護者」に該当するかどうか（全く世話をしていないのか、過去はどうだったのか等）具体的な事実在即して適切に判断する必要があります。

また、「現に養護する」養護者が、同居人等による高齢者虐待と同様の行為を放置した場合には「養護を著しく怠ること」にあたり、高齢者虐待として規定しています。

4. 養介護施設従事者による高齢者虐待

養介護施設従事者等による高齢者虐待とは、老人福祉法及び介護保険法に規定する「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事している者から受ける虐待のことをいいます。

養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、養介護施設従事者への研修の実施、利用者やその家族からの苦情処理体制の整備、その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待防止等のための措置を講じなければならないと定められています（法第20条）。虐待が疑われるケースを発見した場合は、市または地域包括支援センターに連絡してください（27頁）。

高齢者虐待防止法に定める「養介護施設従事者等」の範囲

	養介護施設	養介護事業	養介護施設従事者等
老人福祉法 による規定	・老人福祉施設 ・有料老人ホーム	・老人居宅生活支援事業	「養介護施設」または「養介護事業」の業務に従事する者
介護保険法 による規定	・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・地域密着型介護老人福祉施設 ・地域包括支援センター	・居宅サービス事業 ・地域密着型サービス事業 ・居宅介護支援事業 ・介護予防サービス事業 ・地域密着型介護予防サービス事業 ・介護予防支援事業	

なお、有料老人ホーム等の届け出の有無にかかわらず、老人福祉法に定める有料老人ホームに該当するものであれば、そこで業務に従事する者は「養介護施設従事者」に該当します。

対象となる施設・事業所が「養介護施設」「養介護事業」に該当しない場合は、「養護者による高齢者虐待」として対応することになります。

養介護施設・事業所による法定外のサービス（自費のショートステイなど）での虐待は「養介護施設従事者による高齢者虐待」として対応します。

養護者による高齢者虐待のとりえ方に関するQ&A

Q1. なぜ支援困難事例として対応するのではなく、虐待と認定する必要があるのでしょうか？

A1. 高齢者虐待対応の目的は、虐待を解消し、高齢者が安心して生活を送るために環境を整えることです。そのために、虐待を受けている高齢者の保護はもとより、必要な場合には、養護者に対し、虐待をしなくて済むように支援することが重要です。

また、高齢者虐待と認定することで、市町村権限の行使を含めた適切な対応を検討することが可能となります。

なお、法に規定する高齢者虐待かどうか判別しがたい事例であっても、高齢者の権利が侵害されていたり、生命や健康、生活が損なわれたりするような事態が予測されるなど支援が必要な場合には、高齢者虐待防止法の取扱いに準じて、必要な援助を行っていく必要があります。

Q2. 同居はしているが養護はしていない孫による虐待は、「養護者による高齢者虐待」ととらえることができるのでしょうか。

A2. 養護者でない同居人の虐待そのものは法に規定する「養護者による高齢者虐待」とはいえませんが、養護者が、養護者以外の同居人による虐待を放置したと判断される場合には「養護を著しく怠ること」にあたり、高齢者虐待防止法による対応を行っていくことになります。

いずれにしても、虐待の認定の有無にとらわれず、高齢者の権利が侵害されている状況に照らして必要な援助を行っていくことは言うまでもありません。

【参考】加害者が養護者に該当するか判明しない場合

○高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の施行を踏まえた高齢者虐待事案への適切な対応について（警察庁生活安全局長／警察庁長官官房長／警察庁刑事局長通達・令和4年12月15日（抜粋））

第1 認知時における適切な対応

1 市町村への通報（法第7条及び第21条関係）

(1) 通報対象となる事案

イ 加害者が養護者に該当するか判明しない場合

加害者を特定していても、当該加害者が養護者に当たるかどうかの判断が困難な場合があり得る。このようなときには、加害者が被害高齢者と同居している場合には、高齢者虐待事案とみなして市町村に通報をすること。また、加害者が親族である場合には、当該加害者が養護者に当たらないときも、高齢者虐待事案の早期発見・早期対応の観点から、通報の対象とすること（例えば、同居していない親族による事案や同居している孫による事案などが考えられる。）。

5. 高齢者虐待の分類・定義

高齢者虐待とは、意図的であるか、非意図的であるかを問わず、高齢者の心身に傷を負わせたり、基本的人権を侵害したりする行為のことをいいます。

高齢者虐待防止法では以下の5つに分類しています。

種 類	定 義	例
身体的虐待	暴力的行為などで、身体に傷やあざ、痛みを与える行為や、高齢者を乱暴に取り扱う行為や、外部との接触を意図的・継続的に遮断する行為。	・叩く、つねる、殴る、蹴る、無理やり食事を口に入れる、やけど、打撲させる、本人に向けて物を投げつける、乱暴に体位を変える。 ・ベッドに縛り付けたりと身体を拘束したり、意図的に薬を過剰に服用させて動きを抑制する。 ・外から鍵をかけて閉じ込める。中から鍵をかけて長時間家の中に入れない。
心理的虐待	脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的苦痛を与えること。	・食べこぼしや排泄の失敗を嘲笑したり、それを人前で話すなどにより恥をかかせる。 ・怒鳴る、ののしる、悪口を言う。 ・命令的な言葉づかいをしたり、侮辱を込めて、子どものように扱う。 ・本人の性的指向・ジェンダーアイデンティティに関する侮辱的な言動を行う。 ・高齢者が話しかけているのを意図的に無視する。
介護・世話の放棄・放任	介護や生活の世話を行っている者が、その提供を放棄または放任し、高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること。	・入浴しておらず異臭がする、髪や爪が伸び放題だったり、汚れのひどい服を着せている等著しく不衛生な状態で生活させる。 ・水分や食事を十分に与えず、脱水症状や栄養失調の状態にある。 ・室内にごみを放置するなど、劣悪な住環境の中で生活させる。 ・高齢者本人が必要とする介護・医療サービスや、ナースコールやめがね等の必要な器具の使用を、相応の理由なく制限したり

		使わせない。 ・同居人による高齢者虐待と同様の行為を放置する。
経済的虐待	本人の合意なしに財産や金銭を使用したり、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。	・年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使用する。 ・日常生活に必要な金銭を渡さない、または使わせない。 ・本人の自宅等を本人に無断で売却する。 ・立場を利用して「お金を貸してほしい」と頼み、借りる。事業所に寄付や贈与を強要する。 ・サービス利用料の未納。
性的虐待	本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為またはその強要。	・排泄の失敗等に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する。 ・キス、性器への接触、セックスを強要する。

参考：「家庭内における高齢者虐待に関する調査」（財団法人医療経済研究・社会保険福祉協会医療経済研究機構／厚生労働省・老人保健健康増進等事業）

●安易な身体拘束も虐待です

介護保険施設等では、緊急やむを得ない場合を除き、「身体拘束」が禁止されています。家庭における「身体拘束」も、高齢者に与える悪い影響は施設と同じです。しかし、家族の介護力には限界があり、拘束せずに介護を続けるためには、事業者や地域の適切な支援が欠かせません。

けがの予防や認知症の行動障害の防止策と思われがちな身体拘束ですが、問題となっている行動の目的や意味が理解されず、適切な介護や支援が行われないうことで、高齢者本人の状態はむしろ悪化し、心身に重大な影響が生じることが明らかになっています。

○身体拘束の例

- ・ベッドなど家具に手足又は体幹を縛りつける
- ・物をつかめないようにミトン（手袋）をつける
- ・部屋に閉じ込める

緊急やむを得ない場合とは、以下の３要件をすべて満たすことが定められており、また、この緊急やむを得ない場合は、あくまでも例外的な緊急対応措置であると捉える必要があります。

◆緊急やむを得ない場合の３要件◆

- 切迫性：本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。
- 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

●セルフ・ネグレクトについて

介護、医療サービスの利用を拒否するなどにより、社会から孤立し、生活行為や心身の健康維持ができなくなっている、いわゆる「セルフ・ネグレクト」状態にある高齢者は、他者からの虐待行為を受けているわけではないため、高齢者虐待防止法の対象外となっています。

しかし、セルフ・ネグレクト状態にある高齢者は、認知症のほか、精神疾患・障害、アルコール関連の問題を有すると思われる者も多く、それまでの生活歴や疾病・障害の理由から、「支援してほしくない」、「困っていない」など、市町村や地域包括支援センター等の関与を拒否することもあるので、支援には困難が伴いますが、生命・身体に重大な危機が生じるおそれや、ひいては孤立死に至るリスクも抱えています。

そのため、相談を受けた市町村や地域包括支援センターは、高齢者虐待に準じた対応を行えるよう、高齢者の見守りネットワーク等の既存のネットワークや介護保険法に基づく地域ケア会議も有効活用しつつ、セルフ・ネグレクト状態にある高齢者に対応できる関係部署・機関の連携体制を構築していくことが重要です。

6. 高齢者虐待の状況

流山市における高齢者虐待の状況は下記のとおりです。

虐待の通報は、介護支援専門員（ケアマネジャー）や介護保険事業所職員からの通報が全体の多くを占めています。虐待が疑われるケースを発見したら、一人で抱え込まず、市や地域包括支援センターに連絡してください。

1. 相談、通報

平成 28年度	29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度
31件	37件	19件	28件	50件	52件	59件

2. 相談、通報者（重複含む）

	平成 28年度	29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度
介護支援専門員・介護保険事業所職員	18	28	11	16	31	37	31
医療従事者		5	3	4	2	4	4
近隣住民・知人	2	0	1	4	4	2	4
民生委員	1	0	0	1	2	2	2
被虐待者本人	5	3	0	2	3	1	1
家族・親族	1	3	0	3	4	0	5
養護者自身	0	0	3	0	1	0	4
市職員	2	0	1	0	10	4	7
警察	1	6	0	1	4	2	5
その他	1	1	1	0	2	1	3

3. 事実確認の状況

	平成 28年度	29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度
立入調査以外の方法で確認							
訪問による事実確認	29	30	17	19	47	36	50
関係者からの情報収集のみ	1	6	2	9	2	16	9
立入調査により事実確認							
警察が同行した事例	0	0	0	0	0	0	0
援助要請をしなかった事例	0	0	0	0	0	0	0
事実確認を行っていない事例	1	1	0	0	1	0	0
合計	31	37	19	28	50	52	59

4. 事実確認の結果

	平成 28 年度	29 年度	30 年度	令和 元年度	2 年度	3 年度	4 年度
虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例	17	19	10	14	17	26	26

※調査対象年度内に通報等を受理した事例、及び対象年度以前に通報等を受理し、事実確認が対象年度となった事例について集計。

5. 虐待の種別・類型（重複含む）

	平成 28 年度	29 年度	30 年度	令和 元年度	2 年度	3 年度	4 年度
身体的虐待	14	15	8	6	14	15	15
介護・世話の放棄・放任	1	0	1	5	5	8	9
心理的虐待	7	9	5	2	3	8	6
性的虐待	0	0	0	1	0	0	0
経済的虐待	2	1	1	1	0	3	3

身体的虐待が最も多い。

6. 被虐待者性別

	平成 28 年度	29 年度	30 年度	令和 元年度	2 年度	3 年度	4 年度
男性	3	2	2	3	8	3	13
女性	14	17	8	11	10	23	13
合計	17	19	10	14	18	26	26

女性の割合が多い傾向にある。

7. 養護者との同居・別居

	平成 28 年度	29 年度	30 年度	令和 元年度	2 年度	3 年度	4 年度
養護者と同居	17	19	10	13	16	26	21
養護者との別居	0	0	0	1	2	0	4
その他		0	0	0	0	0	1
合計	17	19	10	14	18	26	26

8. 世帯構成

	平成 28 年度	29 年度	30 年度	令和 元年度	2 年度	3 年度	4 年度
単身世帯	0	0	0	0	0	0	4
夫婦のみ世帯	3	6	1	3	9	6	5
未婚の子と同居	8	7	8	6	6	12	9
配偶者と離別・死別等した子と同居	3	2	0	2	1	5	5
子夫婦と同居		3	1	2	2	3	0
その他	3	1	0	1	0	0	3
合計	17	19	10	14	18	26	26

9. 被虐待者から見た養護者の続柄（重複含む）

	平成 28 年度	29 年度	30 年度	令和 元年度	2 年度	3 年度	4 年度
夫	4	9	2	5	6	11	6
妻	2	0	1	1	1	0	5
息子	6	4	5	6	7	7	7
娘	6	4	2	3	6	9	8
息子の配偶者	1	0	1	0	0	0	1
娘の配偶者	0	1	0	0	0	0	0
兄弟姉妹	0	1	0	0	0	0	0
孫	0	0	0	0	1	0	0
その他	0	0	0	1	0	0	1

10. 虐待への対応策

(1) 分離の有無

	平成 28 年度	29 年度	30 年度	令和 元年度	2 年度	3 年度	4 年度
被養護者の保護と養護者からの分離を行った事例	10	11	5	8	11	7	9
被虐待者と養護者を分離していない事例	9	8	7	7	9	18	17
現在対応について検討・調整中の事例	0	0	0	0	0	1	0
虐待判断時点で既に分離状態の事例	0	1	2	2	0	3	7
その他	0	0	1	1	1	0	0
合計	19	20	15	18	21	29	33

(2) 分離を行った事例の対応の内訳

	平成 28 年度	29 年度	30 年度	令和 元年度	2 年度	3 年度	4 年度
契約による介護保険サービスの利用	7	9	2	5	10	6	4
老人福祉法に基づくやむをえない事由等による措置	0	0	1	1	0	0	1
緊急一時保護	0	0	0	0	0	0	1
入院その他	3	2	2	2	1	1	3
合計	10	11	5	8	11	7	9



虐待発見のヒント

○身体に不自然な傷やあざがあり、説明もしどろもどろ（身体的虐待）

通常の生活を送っている限りは、複数のあざが離れた部位にはできにくいものです。あざの色は一般的に紫⇒褐色⇒緑⇒黄色と時間が経つにつれて変化していくので、あざの部位と色に着目することで、身体的虐待の有無を判断する際に、一つの目安になります。

あざや傷のできた理由を高齢者本人や介護者に質問してみると、話しぶりが不自然なことがあります。高齢者自身が、家族など介護者をかばって事実を話さないといったことも考えられます。

○無力感、抑うつ、あきらめ、投げやりな態度が見られる（心理的虐待）

介護を要する高齢者は、いろいろな人の力を借りて生活せざるを得ないため、家族の中でも介護する立場と介護される立場という力の関係になりがちです。介護の疲労やストレスが蓄積すると、立場の弱い高齢者に攻撃が向けられる可能性があります。言葉で表現できない状況下で示される態度に気づくことが必要です。心理的虐待は、身体的虐待のように緊急的に扱われることは少ないのですが、本人の様子を見守り、介護保険サービスの利用などを通して心のケアを継続していくことが望まれます。あわせて、介護者の心のケアも必要です。

○「年金を取り上げられた」と高齢者が訴える（経済的虐待）

経済的虐待は、外部の人には大変見えにくい構造を持っています。また、高齢者が子の生計を支えている場合などもあり、虐待に当たるかどうかを判断することが困難な場合があります。経済的虐待に当たるか否かは、高齢者本人が納得し、その意思に基づいて財産が管理されているか、実際に高齢者本人の生活や介護に何らかの支障が出ていないか、などが判断のポイントとなります。

たとえ高齢者本人が納得していると思われる場合でも、これまでの家族関係や虐待に対する心理的圧力などから、合意せざるをえない状況であることも考えられますので、真意を丁寧に確認していくことが重要です。

高齢者本人が認知症などにより判断能力が不十分と考えられる場合には、財産を管理している人と本人との関係や、客観的にみて本人の利益にかなっているかどうかを考慮し、判断する必要があります。

○高齢者を介護している様子が乱暴に見える（身体的虐待、心理的虐待、介護者のサイン）

介護者が高齢者を介護しているとき、無理に起こそうとして手を引っ張ったり、勢いよくおむつを引き抜いたりするなど、不適切と思われることがあります。部外者がいる前でわざわざ乱暴に扱うのは、介護者自身がその状況を通して介護負担や辛い気持ちを懸命にアピールしているという捉え方もでき、介護者自身が発する「SOS」でもあります。介護しなければならない使命感や責任感は強くても、実際には介護に疲れ、ストレスを抱えながら介護をしている場合も多く、介護者自身の心のケアが必要です。

○脱水症を甘く見ることは禁物 十分な水分補給が必要（身体的虐待、世話の放棄・放任）

家族が意図的に、高齢者の水分補給を制限している場合があります。高齢者は加齢によって体の機能が低下し、脱水症になりやすい傾向があります。脱水症は、夏場によく起こしやすい症状と思われがちですが、一年を通じて起こります。

尿失禁を気にして高齢者自身が水分の摂取を控えることもありますが、高齢者を介護する家族が、水分の摂取をあえて制限することは、身体的虐待や世話の放棄・放任に当たります。

脱水症が重度化すると食事が摂れなくなり、症状がさらに悪化すると、ぼんやりして反応が鈍くなるせん妄や意識障害、幻覚が起きることもあります。人命にかかわることもあり、脱水症を甘く見ることは禁物です。

○「介護・世話の放棄・放任」の捉え方について

養護者の自覚の有無では、「介護・世話の放棄・放任」の場合、虐待しているという「自覚なし」が占める割合が最も多くなっています

これらの中には、養護者の介護や世話についての知識・技術が不十分であるために、不本意ながら高齢者の尊厳を損なうような生活に陥っている事例が少なくないと考えられます。「介護は家族の役割」という思い込みや責任感から、介護する家族が自らの可能な範囲を超えて介護を抱え込むことが、肉体的・精神的な負担を増大させ、結果として虐待を招いている場合もあります。



第2章 高齢者虐待対応の基本的な考え方と視点

1. 高齢者の虐待はなぜ起こるか

(1) 虐待は「身近な問題」

虐待は、特定の人や家族に限って起こる問題ではありません。高齢者虐待の背景には、都市化や少子高齢化、核家族化に加え、介護期間が長期化していることなどにより家庭内の問題が起こりやすくなっている状況があります。

また、認知症に対する家族の理解や社会的認識が不十分であることも、高齢者虐待を見逃ごしたり、自覚のないままに虐待をしてしまう要因になっているとも考えられます。

(2) 高齢者虐待のリスク（危険性）を増大させる要因

どこの家庭にも起こりうる高齢者虐待ですが、一方で虐待が発生しやすい条件もあります。

虐待の好発の構図： 高齢者の条件 + 養護者の条件 + 密室性

高齢者側の条件（虐待を受けやすい）と養護者側の条件（虐待をしやすい）に、密室性が加わると虐待の発生リスクが高くなると言われています。

また、双方の問題が複雑に絡み合っただけで虐待の発生リスクを高めていると考えられます。こうしたリスク＝虐待の発生ではありませんが、背景や要因に注目し、防止の観点から必要な支援の手を差し伸べていくことが求められます。

(3) リスク要因を有する家庭への支援

高齢者虐待は、身体的、精神的、社会的、経済的要因が複雑に絡み合っただけで起こります。リスク要因としては、次頁の表のようなものが考えられますが、これらの要因は、高齢者や養護者、家族の生活状況や、虐待のリスクを見極めるための重要な指標となります。

多くのリスク要因を有する家庭で直ちに高齢者虐待が起こるわけではありませんが、「早期発見・見守りネットワーク」等を通じて、高齢者や養護者の心身の状況や生活状況を適切に見極めながら、支援・見守りを行うことが重要です。よって、リスク要因を有し、支援を必要としている高齢者や養護者、家族などに対して適切かつ積極的な支援を行うことで、高齢者虐待の発生を未然に防ぐことが可能になると考えられます。

虐待のリスク要因の例

	高齢者側の要因	養護者側の要因	家族関係・環境要因
生物的要因	・加齢や怪我による ADL（日常生活自立度）の低下 ・要介護状態 ・疾病・障害がある ・認知症の発症・悪化	・介護負担による心身・経済的なストレス ・養護者自身の疾病・障害 ・依存症（アルコール・ギャンブル等）	
心理的要因	・パワレス状態（無気力状態） ・判断力の低下 ・金銭管理能力の低下 ・養護者との依存関係 ・性格の偏り（コミュニケーションに支障） ・在宅生活への強い固執	・パワレス状態（無気力状態） ・性格的な偏り	・親族関係の悪さ、孤立 ・家族の力関係の変化（主要人物の死亡など） ・介護の押し付け
社会的要因	・言語コミュニケーション機能の低下 ・過去からの人間関係の悪さ、希薄、孤立 ・公的付与や手当等の手続きができない ・介護保険料や健康保険料の滞納（給付制限状態） ・収入が少ない	・介護や家事に慣れていない ・収入不安定、無職 ・金銭の管理能力がない ・相談者がいない ・借金、浪費癖がある ・公的付与や手当等の手続きができない ・介護保険料や健康保険料の滞納（給付制限状態） ・高齢者に対する恨みなど過去からの人間関係の悪さ ・認知症に関する知識がない ・介護や介護負担軽減のためのサービスを知らない ・親族関係からの孤立	・暴力の世代間・家族間連鎖 ・家屋の老朽化、不衛生 ・近隣、社会との関係の悪さ、孤立 ・人通りの少ない環境 ・地域特有の風習・ならわし ・高齢者に対する差別意識 ・認知症や疾病、障害に対する偏見

2. 高齢者虐待対応の考え方

(1) 高齢者虐待対応の目的

高齢者虐待対応の目的は、「高齢者の権利利益の擁護」とされ、高齢者虐待の防止とともに、虐待が起きている背景・要因を理解し、虐待を一刻も早く解消していくこと、その結果、高齢者の安全で安心した生活を再構築していくことにあります。

(2) なぜ高齢者虐待対応が必要なのか

事例への支援においては、高齢者本人又は家族に生じている困難に着目し、高齢者の権利擁護の観点から必要な援助を行い、状態を改善していくことが重要です。このため関係者は、当該事例の解決のためには、それが高齢者虐待に該当するか否かを判断すること自体を目的化することのないよう、認識しておく必要があります。

「親子喧嘩の範囲かどうかで悩んでしまう」、「家族が一所懸命やっているのは確かなので介入がしづらい」など、関係者が高齢者虐待と判断して介入することに戸惑う場合があると思います。しかし、虐待とは明確に判定できない場合であっても、介護者などの不適切なかかわりによって高齢者本人の生活に支障が出ている場合には、何らかの支援を行うことで改善を図っていくことが大切です。

(3) 虐待しているという「自覚」は問わない

行為を行っている人に虐待であるという自覚があろうとなかろうと、その行為の結果として高齢者本人の権利が侵害される状態となっていれば、それは高齢者虐待とみなし、何らかの支援を行う必要があるといえます。

家族が一所懸命に高齢者本人を介護しようとしていても、介護の正しい方法がわからなかったり、自身の心身の状況等から介護の方法が不適切だったりするために、結果として虐待の状態を招いてしまっているということもあります。たとえば、高齢者本人の怪我を防止するつもりで、身体を椅子やベッド等に固定し、過剰に行動を制限することなどが、虐待となることもあります。

(4) 高齢者本人の「自覚」は問わない

本人が、自分が虐待されているという自覚がなくても、客観的にみて権利が侵害された状態に置かれている場合には、高齢者虐待に当たるものとして、必要な介入や支援の対象と考えるべきです。

高齢者の心理として、親族をかばうなどの気持ちから、不当な扱いを受けていてもこれを認めない場合があります。また、長年の家族関係の中で、客観的

には高齢者虐待に当たるほどの不当・不適切な扱いを受けていても、それが日常的であり、あきらめてしまっている場合もあります。

（５）家族への支援の視点～悪者探しではない

高齢者虐待は、背景に長期にわたる人間関係がある場合などがあり、その要因は複雑です。養護者を加害者として捉えてしまいがちですが、養護者自身も何らかの支援（介護疲れ、経済的な問題、障害・疾病など）を必要としている場合も少なくありません。その行為を責めるのではなく、その原因や家族の背景を探り、抱えている問題が解消されるような支援を展開することが重要です。

また、虐待行為は、虐待を受ける高齢者とともに、虐待を行った養護者にとっても深い傷跡を残し、その後の関係にも影響を及ぼすと考えられます。こうした意味でも、虐待を未然に防ぐことがより重要となります。

対応に当たって、「虐待」という言葉を使うと、家族等の介入拒否を引き起こしてしまう場合があるので、注意が必要です。

３．個人情報・プライバシーへの配慮

在宅における高齢者虐待対応では、どうしても家族関係や家庭内の問題など、本来私的な領域である部分に関わっていくことになります。しかし、高齢者や家族には、「家族の恥を知られたくない」という思いがあり、これが高齢者虐待を潜在化させる要因の一つにもなっています。

高齢者虐待対応支援にあたっては、支援の過程で知った高齢者本人や家族の個人情報やプライバシーの保護について、特に配慮していく必要があります。

一方、高齢者虐待対応にあたっては、高齢者本人や家族の情報を関係者間で共有し、アセスメントや支援方針についての検討を行うことが必要不可欠です。

虐待の通報や相談により市が個人情報を入手し、これを利用する場合、個人情報保護法に従う必要があります。

（１）地方自治体の個人情報の取り扱い

地方自治体の個人情報に関する規律は、個人情報保護法第５章によって統一されています。（同法第２条１１項。令和５年４月１日施行）。

具体的には、まず行政機関が個人情報を保有するにあたっては、個人情報保護法第６１条第１項の規定に基づき、法令（条例を含む）の定める所掌事務又は業務を遂行するために必要な場合に関限り、かつ、その利用目的をできる限り特定する必要があります。

（個人情報の保有の制限等）

第六十一条 行政機関等は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。第六十六条第二項第三号及び第四号、第六十九条第二項第二号及び第三号並びに第四節において同じ。）の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない。

高齢者虐待防止法に基づく事実確認や対応の事務は、高齢者虐待防止法第9条第1項や同法第24条に基づく老人福祉法や介護保険法上の権限行使によるものだけではなく、任意（運営指導を含む）の事実確認や協議によるものも含め「法令（条例を含む）の定める所掌事務又は業務」（※1）に該当しますので、当該事務を遂行するために必要な個人情報は、個人情報保護法第61条第1項に基づき保有することができます。

（※1）各行政機関等の所掌事務または業務には、当該行政機関等の設置の根拠となる法令において「所掌事務」や「業務の範囲」を定める条文に列挙されている事務又は業務のほか、「権限」を定める条文上で規定されている事務又は業務や、作用法上規定されている事務又は業務が含まれます。また、地方公共団体においては、地方自治法第2条第2項に規定する「地域における事務」もこれに含まれます（個人情報保護委員会事務局、個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）、p.65-66）

その上で、地方自治体が保有する保有個人情報の利用・提供については、法令（※2）に基づく場合を除き、原則として利用目的の範囲内で行うことが求められます（個人情報保護法第69条第1項）。もっとも、利用目的の範囲外で臨時的に利用・提供する場合であっても、個人情報保護法第69条第2項各号に該当する場合には、利用・提供することが可能です。

（※2）個人情報保護法第69条第1項の「法令に基づく場合」とは、第61条第1項の「法令に定める事務又は業務」の範囲とは異なり、法令に基づく情報提供が義務づけられている場合のみならず、法令に情報提供の根拠規定がおかれている場合も含むと解されるが、他方で、具体的な情報の利用又は提供に着目せず行政機関等の包括的な権能を定めている規定がある場合に当該規定のみに基づいて行う個人情報の取り扱いは、「法令に基づく場合」には当たらない。（個人情報保護委員会事務局、個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）、p.101-102）

行政機関等から利用及び提供する場合

（利用及び提供の制限）

第六十九条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めると

きは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

四 全三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他の保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。

4 行政機関の長等は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための行政機関等の内部における利用を特定の部局若しくは機関又は職員に限るものとする。

(2) 民間事業者（市から業務委託を受けた地域包括支援センター、介護保険事業者、医療機関その他の虐待対応協力者）の個人情報の取り扱い

市が虐待の有無や緊急性の判断を行う上で、医療・福祉等関係者（個人情報取扱事業者）や地域住民からの通報や情報提供が不可欠です。

個人情報保護法令への十分な理解がないと、通報をためらうこと等により、市が事実確認や緊急性の判断、対応方針検討のための当該世帯の情報収集について困難が生じ、市の虐待有無の判断ができない、的確な対応方針が立てられないなどの問題が生じます。

虐待のおそれのある世帯に関する様々な情報は、極めて秘匿性の高いものであり、関係者・関係機関等にも守秘義務規定がありますので、それを保障することが必要ですが、高齢者の権利と利益、生命、身体又は財産の危険にもかかわる問題であり、情報を適切に収集・共有することに高い優先順位があります。

この趣旨により、高齢者虐待防止法は、国民に通報義務を課し（同法第7条、第21条）、市に虐待の事実確認のための情報収集権限を付与しており（同法第9条第1項等）、担当課からの照会には、他部署はもちろん、他市町村や他

の機関、民間協力団体もこれに協力するよう努める必要があります（同法第5条第2項）。

医療・福祉等関係者や地域包括支援センター（民間事業者）等の個人情報取扱事業者が個人情報を取り扱うに当たっては、その利用目的をできる限り特定し、原則として特定された利用目的の達成に必要な範囲で当該個人情報を取り扱う必要があります（個人情報保護法第17条第1項、第18条第1項）。

（3）個人情報保護法の例外規定

個人情報保護法では、個人情報の取得については事前に利用目的を通知し、本人の同意を得ることが基本とされていますが、一方で、第16条および第23条において本人同意を得ることについての例外規定が設けられています。

また、高齢者虐待の対応として個人情報を提供又は共有する場合は、下記の解釈例により、個人情報保護法が定める第三者提供の制限の例外（第23条）として扱われることになるかと解されます。

なお、本人の同意が得られない場合の個人情報の扱いや守秘義務を前提とした連携の在り方については、関係機関間でその取扱についてルールを明確にしておく必要があります。

個人情報保護法における利用目的による制限（第16条）、第三者提供の制限（第23条）の例外規定と、高齢者虐待における解釈例

1. 法令に基づく場合

- ・ 高齢者虐待を発見した者が市町村に通報等を行う場合（第7条、21条）
- ・ 立入調査（法11条）において必要な調査又は質問を行う場合

2. 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

- ・ 虐待により本人の生命等を保護するため対応が必要であるが、意識不明又は認知症等により同意の確認が困難な場合等

3. 公衆衛生の向上又は児童の健全の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

4. 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める業務を遂行することに協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

- ・ 高齢者虐待防止及び養護者の支援に関する法律に基づき、市町村と地域包括支援センター、介護保険事業者や民生委員、警察等の各関係機関がネットワークを組んで対応するとき

通報者の保護について留意すべき規定

● 通報等を受け付けた自治体職員の秘密保持義務

通報等を受けた市町村職員や市町村から報告を受けた都道府県職員は、通報・届出等を行った人を保護するために、その人を特定するような情報を漏らしてはいけません（法第23条）。

得られた情報は、個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）に規定されている利用目的の制限（第16条：本人の同意を得ない情報の目的外取扱いの禁止）、第三者への提供の制限（第23条：法令に基づく場合、人の生命・身体または財産の保護のために必要な場合で本人の同意を得るのが困難なとき、等）に則って使用しなければなりません。

なお、通報に係る情報をみだりに漏らすことは、地方公務員法第34条にも抵触します。

※注意※

通報者に対しては、説明していなかった事による後のトラブルや情報提供の中断を避けるために、

- ◆その後の適切な対応のために関係行政機関で通報者に関する情報を共有する場合があること
- ◆必要な場合、事実確認のために行政機関から当該施設等への訪問等による調査を行うこと
- ◆施設等へ調査する場合に、通報に基づいた調査であることを施設側に説明すること（ただし、同意や必要性なく通報者の情報は明かさないこと）

について理解を求め、了承を得るよう努める必要があります。

● 通報者の職務上の守秘義務の除外

刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、高齢者虐待の通報を妨げるものと解釈してはならないこと（法第7条第3項、第21条第6項）が示されています。したがって、高齢者虐待について通報等を行うことは、「守秘義務違反」にはなりません。

ただし「虚偽であるもの」（高齢者虐待の事実がないのに事実であるように嘘の通報を行うこと）「過失によるもの」（一般の人から見て虐待があったと思ったことに合理性がない場合に通報を行うこと）は除かれます。

● 通報等による不利益取扱いの禁止

介護施設従事者等が、自分の働いている施設等で高齢者虐待を発見した場合、発見者が直接市町村に通報を行うことは非常に勇気がいることです。しかし、高齢者虐待防止法では、通報したことによって、解雇その他の不利益な取り扱いを受けることを禁じています（第21条第7項）。この規定は、高齢者の虐待の問題を施設・事業所の中で抱え込まずに、早期に発見し対応をはかるために設けられたものです。

なお、ここでいう「その他の不利益な扱い」は公益通報者保護法の運用に準じて考えることができます。この法律では労働者が事業所内部で法令違反行為が生じまたは生じようとしていることを、①事業所内部、②行政機関、③事業所外部に対して、所定の要件を満たして公益通報を行った場合の通報者に対する保護が規定されています。

4. 高齢者の居住実態と住所地が異なる場合の対応

(1) 高齢者虐待対応を担う市町村

高齢者虐待への対応は、高齢者の居住実態のある自治体が行なうことが基本となります。

住民票を移すことなく親族宅等で生活しており、養護者による高齢者虐待が疑われる事案が発生した場合、高齢者の居住実態のある自治体が通報・届出の受理と事実確認の対応を行います。

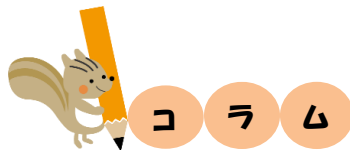
(2) 権限行使が必要な場合の対応

高齢者虐待に関する事実確認の結果、状況によっては高齢者の保護が必要となり、「やむを得ない事由による措置」（老人福祉法第10条の4及び第11条）等や、成年後見制度の市町村長申立てを行う場合もあります。

「やむを得ない事由による措置」等については、基本的に高齢者が居住する市町村が行うことが定められています（老人福祉法第5条の4第1項）。

高齢者の住所地と居住地が異なる場合の対応主体

相談・通報・届出を受け、事実確認等の対応	高齢者が居住する市町村が通報・届出を受け、事実確認等の対応を行います。 高齢者の住民票所在地市町村は、必要となる各種情報の提供をはじめ、居住市町村と連携協力体制を築きながら、高齢者の安全確保や虐待対応にも協力します。
老人福祉法に規定するやむを得ない事由による措置等	基本的には、高齢者が居住する市町村が対応します。
成年後見制度の市長 村長申立て	基本的には、生活保護の実施機関、入所措置の措置権者、介護保険の保険者、自立支援給付の支給決定市町村が実施します。ただし、高齢者が居住する市町村の申立ても認められています。 (関係市町村間で協議し、高齢者の権利利益を守ることが必要)



権 利 擁 護 の 視 点

(1) 権利擁護とは

「高齢者の尊厳」を守る、すなわち、高齢者の存在そのものを尊重し、高齢者本人が主体的に生きるための選択を支えていくという視点が重要です。

たとえば介護サービスを利用するためには、本人が介護認定を受けた上で、各種サービス事業者と契約する必要があります。しかし、判断能力の低下した高齢者や独居等で生活困難を抱える高齢者等は、このような契約によるサービス選択や利用になじみにくいため、不利益な立場におかれがちです。特に判断能力の低下した高齢者は虐待や悪質商法の被害を受けるおそれがあります。

(2) 権利擁護の2つの視点

権利擁護は、生命や財産を守り、また権利が侵害された状態から救うだけではなく、本人の主体的な生き方を尊重し、本人が「自分らしい人生」を歩めるようにするという自己実現を支えていくことにあります。

○「守る」「救う」視点：権利侵害からの救済、防止のための支援

高齢者に判断力の低下がある、あるいは生活を家族や周囲の人々に依存している場合には、虐待や不適切なケアを受けていたりしても、助けてほしい、止めてほしいと言う自己主張や適切な自己決定をすることができにくいものです。

高齢者によっては、無視され続けたり暴力を受けたりすることにより、無気力状態になっていることがあります。また認知症が疑われる場合もあり、できる限り本人の意思や思いに配慮することが大切です。

権利侵害がある場合には、法制度等の活用による支援、さらには法的な根拠に基づく危機介入が必要になります。

なかでも虐待は、高齢者に対する最も重大な権利侵害です。生命にかかわる場合もあるため、緊急性が高いと考えられる場合には特に迅速な対応が不可欠になります。

○「支える」視点：適切な権利行使(意思表示や自己決定)への支援

権利擁護の基本は、個人の権利をその人が行使できるよう代弁したり、支援することです。そのためには、権利擁護を目的に高齢者本人としっかり向かい、意思を受け止め、本人が主体的に生きる力を取り戻すための支援をしていくことが重要です。

第3章 通報・相談について

1. 虐待のサインに気づく

◎こんな高齢者はいませんか？

- ☐ 高齢者の身体に、傷やあざなどがみられる。
- ☐ 高齢者から、「怖いから家に居たくない」などの訴えがある。
- ☐ 疾患の症状があるのに、医師の診断を受けていないようだ。
- ☐ 家から怒鳴り声や悲鳴、うめき声、物を投げる音が聞こえる。
- ☐ 高齢者が長時間、外にいる姿をたびたび見かける。
- ☐ 家族がいるのに、高齢者がコンビニやスーパーで一人分のお弁当をたびたび買っている。
- ☐ 高齢者が住んでいる家や庭の手入れがされていない。
- ☐ 近所づきあいがなく、訪問しても高齢者に会えない。
- ☐ 郵便受けや玄関先が、手紙や新聞で一杯になっている。
- ☐ 電気、ガス、水道が止められていたり、家賃を滞納しているようだ。

高齢者虐待防止法では、高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した人は、速やかに通報しなければならないとされています(法第7条)。

虐待、あるいはその疑いがあるという目安は、上記のようなサインや、「虐待予防・発見チェックシート」(24頁)が参考になります。

このようなサインは、あくまでも虐待を決定づけるものではありませんが、気になる兆候がみられる場合は、一人で判断せず、市や地域包括支援センターのチームアプローチにつなぐことが重要です。

虐待予防・発見チェックシート(第2版)

記入日 年 月 日

確認場所: ☐居宅 ☐来所 ☐その他()

確認者(記入者に○)

確認時の虐待者の有無: ☐有 ☐無 ☐その他()

高齢者本人氏名		性別	☐ 男 ☐ 女	生年月日	年 月 日	歳
1. 身体的虐待	サイン; 当てはまるものがあれば○で囲む					
あざや傷の有無	頭部に傷、顔や腕に腫脹、身体に複数のあざ、頻繁なあざ等					
あざや傷の説明	つじつまが合わない、求めても説明しない、隠そうとする等					
行為の自由度	自由に外出できない、自由に家族以外の人と話すことができない等					
態度や表情	おびえた表情、急に不安がる、家族のいる場面いない場面で態度が異なる等					
話の内容	「怖い」「痛い」「怒られる」「家にいたくない」「殴られる」といった発言等					
支援のためらい	関係者に話すことを躊躇、話す内容が変化、新たなサービスは拒否等					
2. 放棄・放任	サイン; 当てはまるものがあれば○で囲む					
住環境の適切さ	異臭がする、極度に乱雑、ベタベタした感じ、暖房の欠如等					
衣服・寝具の清潔さ	着の身着のまま、濡れたままの下着、汚れたままのシーツ等					
身体の清潔さ	身体の異臭、汚れのひどい髪、皮膚の潰瘍、のび放題の爪等					
適切な食事	やせが目立つ、菓子パンのみの食事、余所ではガツガツ食べる等					
適切な医療	家族が受診を拒否、受診を勧めても行った気配がない等					
適切な介護等サービス	必要であるが未利用、勧めても無視あるいは拒否、必要量が極端に不足等					
関係者に対する態度	援助の専門家と会うのを避ける、話したまらない、拒否的、専門家に責任転嫁等					
3. 心理的虐待	サイン; 当てはまるものがあれば○で囲む					
体重の増減	急な体重の減少、やせすぎ、拒食や過食が見られる等					
態度や表情	無気力な表情、なげやりな態度、無表情、急な態度の変化等					
話の内容	話したまらない、自分を否定的に話す、「ホームに入りたい」「死にたい」などの発言等					
適切な睡眠	不眠の訴え、不規則な睡眠等					
高齢者に対する態度	冷淡、横柄、無関心、支配的、攻撃的、拒否的等					
高齢者への話の内容	「早く死んでしまえ」など否定的な発言、コミュニケーションをとろうとしない等					
4. 性的虐待	サイン; 当てはまるものがあれば○で囲む					
出血や傷の有無	生殖器等の傷、出血、かゆみの訴え等					
態度や表情	おびえた表情、怖がる、人目を避けたがる等					
支援のためらい	関係者に話すことをためらう、援助を受けたがらない等					
5. 経済的虐待	サイン; 当てはまるものがあれば○で囲む					
訴え	「お金をとられた」「年金が入ってこない」「貯金がなくなった」などの発言等					
生活状況	資産と日常生活の大きな落差、食べる物にも困っている、年金通帳・預貯金通帳がない等					
支援のためらい	サービス利用負担が突然払えなくなる、サービス利用をためらう等					
7. その他	上記項目以外に気づいたこと、気になることがある場合に記入					

出典) 首都大学東京 副田あけみ教授作成の様式を一部修正

2. 虐待が疑われるケースを発見したら

虐待が疑われる事例に接しても、どこに相談してよいかわからなかったり、あるいは巻き込まれることを恐れて、深く関わりたくないと思ったりすることがあります。

また、高齢者も、他人に知られることを嫌がるかもしれませんが、事態の深刻さを考え、まずは一人で悩まず相談することが必要です。

相談を受けた機関は絶対に秘密を守ります。

虐待を受けている人にとっても、現在の状態が幸せであるわけではありません。通報することはためらいがあるかもしれませんが、養護者を社会的に罰するためではなく、養護者に支援をおこなうことでもあるのです。

虐待と言っているのか、確信が持てないことが往々にしてあると思いますが、「虐待である」とご自分で判断する必要はありませんので、「何か変わったことがあったら」まずは、相談してください。

(1) 民生委員・児童委員の方へ

民生委員・児童委員は、地域の様々な生活場面で、高齢者とその家族からの相談に応じ、関係機関につなぐ役割を持っています。

家庭内で起こる虐待は発見されにくいので、地域住民からの気づきが重要な情報になることが少なくありません。また、虐待が起きている家族には、援助や関わりが難しい場合もあり、一人では対応せず、関係機関と連携することが必要です。

少しでも虐待が疑われるケースを発見した場合は、秘密が守られる公的機関に相談するのがよいでしょう。

また、高齢者や介護者への声掛けや見守り、情報提供を通じて、虐待の予防や解消につながることもあります。

(2) 介護支援専門員（ケアマネジャー）の方へ

介護支援専門員（ケアマネジャー）は、高齢者の在宅生活を総合的に支援します。虐待については発見～支援の実施まで幅広い対応が求められます。高齢者のお宅を定期的に訪問することで、高齢者本人やご家族と信頼関係を築きやすい立場にあり、本人の気持ちを代弁することができます。

虐待が疑われるケースを発見したら、介入が遅れないよう、判断に迷う場合などでも一人で抱え込んではいけません。必ず、上司や同僚、関係機関等に相談しましょう。

事業所の管理者（または発見したケアマネジャー）は、速やかに市や地域包括支援センターに連絡してください。

また、必要に応じ、虐待対応ケース会議への出席や、地域包括支援センターとの連携、ケアプランの作成・変更、見守りなどをお願いする場合があります。

(3) サービス提供事業者の方へ

ホームヘルパーや、訪問入浴サービス提供者、施設の職員等は、サービス提供を行うにあたり、虐待の早期発見の役割が期待されます。サービス提供の際、あざや傷、痩せの状態や皮膚の変化を知ることができ、また、衣服の状態や食事の様子を観察することにより、介護の放任・放棄の状況が把握されることもあります。また、高齢者や介護者への声掛けや見守り、情報提供を通じて、虐待の予防や解消につながることもあります。

虐待が疑われるケースを発見したら、一人で抱え込まず、市や地域包括支援センターにご相談ください。

また、各事業所で、虐待を発見した場合の作業手順をフローチャート化しておく等、対応方法を共有しておくことが大切です。

(4) 医療機関の方へ

疾患に伴う外来受診や入院時に、身体的な怪我を発見したり、本人と家族等の養護者との関わり方で虐待の早期発見につながる場合があります。医療機関としか社会との関わりがない高齢者も多くいるため、小さな気づきを大切に、関係機関から速やかに市や地域包括支援センターに連絡してください。

(5) 市民の方へ

高齢者虐待では、養護者に虐待をしているという自覚がなかったり、高齢者本人が家族をかばうことから、第三者に助けを求めることができず、深刻化してしまう場合が少なくありません。

「虐待かもしれない」と思う状況があった場合は、秘密が守られる公的機関（市、地域包括支援センター）に相談してください。虐待かどうかは、市と地域包括支援センターが協議の上判断します。

通報をためらわないで

高齢者虐待防止法では、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した方は、市町村に通報する努力義務が規定されており、特に高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに市町村に通報しなければならないとの義務が課されています（法第7条）。

また、通報者を保護する観点から、通報者を特定するような事項を市町村職員が漏らしてはならない旨の規定(法第8条)があります。通報をされる方については、情報が漏れる心配から通報を控えることなく、疑わしいと思ったら市やお近くの地域包括支援センター等にご連絡ください。

3. 「もしかして虐待？」と悩む前に

高齢者虐待は、早い時期に第三者が介入するなどして、悪循環を止めることが大切です。地域や介護保険施設などで虐待を受けている高齢者を発見したり、「虐待かもしれない」と思った場合は、わかる範囲で構いませんので、市やお近くの地域包括支援センターに相談してください。

虐待を受けているご本人が相談することもできます。

施設名	住所	電話番号	受付時間	休日
流山市高齢者支援課	平和台 1-1-1	04-7150-6080	月～金 8時30分～ 17時15分	土日・祝・ 年末年始
流山市北部高齢者なんでも相談室（地域包括支援センター） （東深井小・江戸川台小学校区）	江戸川台東 2-19	04-7155-5366	月～金 8時30分～ 17時	日・祝・ 年末年始
流山市北部西高齢者なんでも相談室（地域包括支援センター） （西深井小・新川小学校区）	大字中野久木 421 （特別養護老人ホーム花のいろ内）	04-7197-1378	土 8時30分～ 12時	
流山市中部高齢者なんでも相談室（地域包括支援センター） （常盤松中・西初石中・おおぐろの森中学校区・おおたかの森中学校区の一部）	下花輪 409-6 （東葛病院附属診療所内）	04-7150-2953		
流山市東部高齢者なんでも相談室（地域包括支援センター） （東部中・八木中学校区・おおたかの森中学校区の一部）	野々下 2-488-5 （あざみ苑内）	04-7148-5665		
流山市南部高齢者なんでも相談室（地域包括支援センター） （南部中・南流山中学校区・おおたかの森中学校区の一部）	平和台 2-1-2 （ケアセンター内）	04-7159-9981		

上記以外で緊急の場合の連絡先：市役所守衛室（電話 04-7158-1111）へ状況に応じて高齢者支援課に連絡が入ります。

4. 関係機関の役割

高齢者虐待の早期発見、高齢者本人や養護者への支援、再発防止のためには、地域での見守りや、発見、通報、支援等、各段階において、様々な関係機関との連携が必須となります。

流山市では、高齢者虐待の早期発見や再発防止のため、関係機関の連携強化や虐待の予防に関する取り組みを行うため、高齢者虐待防止ネットワークを設置し、必要に応じて、各関係機関と連携・協力しながら高齢者及び養護者の支援にあたります。

流山市高齢者虐待防止ネットワークとは？

	高齢者虐待防止ネットワーク全体会	高齢者虐待防止ネットワーク担当者会	臨時会
役割	・虐待防止に関する支援方法 ・担当者会の活動報告の評価 ・ネットワークの円滑な運営に関する環境整備	・虐待の支援方法の検討及び役割分担 ・虐待への適切な支援を行うための情報交換 ・虐待の防止及び早期発見	・必要に応じて召集する
開催頻度	年1回	年4回	必要に応じて
構成員	(1) 千葉地方法務局松戸支局 (2) 松戸人権擁護委員協議会流山部会 (3) 千葉県弁護士会松戸支部 (4) 千葉県松戸健康福祉センター (5) 千葉県流山警察署 (6) 流山市医師会 (7) 流山市歯科医師会 (8) 流山市薬剤師会 (9) 流山市民生委員児童委員協議会 (10) 流山市社会福祉協議会 (11) 流山市シルバーサービス事業者連絡会（訪問部会・通所部会・入所施設部会） (12) 流山市介護支援専門員連絡会 (13) 流山市障害者自立支援協議会権利擁護部会 (14) 流山市内病院相談員連絡会 (15) 学識経験者 (16) 流山市地域包括支援センター (17) 流山市成年後見推進センター (18) 流山市（社会福祉課、福祉政策課、健康増進課、介護支援課、障害者支援課、子ども家庭課虐待・DV防止対策室、警防救急課、総務課政策法務室、高齢者支援課）		

高齢者虐待対応についての関係機関との連携については、34頁「高齢者虐待対応の流れ」のとおりです。

各機関の役割

ア 法務局・人権擁護委員

- ・人権に関する相談、人権侵害事件の調査や被害者の救済
- ・人権擁護委員は、市町村長が推薦し法務大臣が委嘱した民間のボランティアで、人権に関する啓発や住民からの人権相談等の活動を行う

・千葉地方法務局松戸支局 月～金 10時～16時 電話：047-363-6278

イ 弁護士

- ・経済的問題や介護放棄等、虐待に関する問題について、法律の専門家として助言
- ・委任を受けて訴訟・調停などの裁判手続きを行う
- ・事例の問題点へのアドバイス
- ・虐待事例の虐待性のアドバイス
- ・虐待事例の直接機関ないし直接対応職員に対するアドバイス
- ・法的処理の要否のアドバイス
- ・法的手続きを取った後に考えられる課題の事前アドバイス

千葉県弁護士会松戸法律相談センター 月～金 10時～11時30分、13時～16時（受付予約時間）
相談時間帯は、曜日によって変わります。

電話：047-366-6611

流山市役所秘書広報課 市民相談室 火曜・木曜 13時から15時40分/1回20分/1日8枠
電話：04-7158-1616（予約専用ダイヤル）

ウ 松戸健康福祉センター（松戸保健所） 電話：047-361-2138

○精神保健福祉相談

- ・精神疾患の疑いがある高齢者・養護者・家族について、受療や対応についての相談
- ・精神科医による精神保健福祉相談

精神科医による精神保健健康相談 第1木・第3月 14時～16時（要予約）

精神科医による酒害相談 第3木 14時～16時30分（要予約）

○DV（ドメスティックバイオレンス）相談

・配偶者や交際相手からの暴力に関する相談について、DV専門相談員による電話・来所相談

DV相談 電話：047-361-6651

電話相談 月～金 9時～17時

来所相談 金 9時～17時 ※要予約

障害のある人の差別に関する相談

月～金 9時～17時

電話：047-361-2346 FAX：047-367-7554

エ 警察（流山警察署生活安全課） 電話：04-7159-0110

- ・地域での生活安全に関する相談などを受け、地域での見回りや安全の見守り
- ・市町村が立入調査をする際、市の援助要請を受けて、市職員との同行訪問を行う
虐待に関しては、
 - ・高齢者（被虐待者）の保護（警察官職務執行法第3条）
 - ・虐待の制止（警察官職務執行法第5条）
 - ・立入（警察官職務執行法第6条）
 - ・養護者（虐待者）の検挙（刑法等）

オ 医療機関（医師・歯科医師等）

- ・診療を通して高齢者の不審な怪我やあざなどの状況の把握ができ、家族・養護者の様子や変化等に気づくことができる
- ・サービスの利用等について、高齢者や養護者に働きかける
- ・施設利用のための診断書の作成や入院の必要性の判断、認知症に対する啓発指導

カ 訪問看護

- ・看護サービス提供の際、利用者の身体状況を確認し虐待の予防と早期発見
- ・日常的に、介護者とのコミュニケーションを図り、介護状況や介護者の疲弊状態を確認し、介護負担が大きい場合は、関係機関へ連絡しサービス調整等で介護負担の軽減を促し、虐待予防に努める

キ 民生委員児童委員

- ・民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱され、一定の区域を担当し、地域住民の生活状況を適切に把握し、援助を必要とする人に安心して暮らせるよう各相談・助言・援助を行う
- ・高齢者等から直接相談を受けるほか、身近な情報を収集し、相談窓口への相談や通報を行う

- ・市や地域包括支援センターなどの職員が事実確認等で家庭訪問する際に、訪問活動が円滑にできるよう協力を行う
- ・高齢者家庭の実態把握につとめ安否確認や見守り活動を行う
- ・援助を必要とする人に相談や助言、福祉サービスについての情報提供を行う
- ・関係行政機関の業務に協力、社会福祉事業や活動への支援を行う
- ・日ごろの活動を生かし、災害時に要援護者の安否確認・見守りを行う

ク 社会福祉協議会 電話：０４－７１５９－４７３５

- ・地区社協ごとに、ふれあい活動や在宅要援護者に対する訪問活動や見守り活動等を実施
- ・低所得世帯等に対し、福祉の貸付制度の相談受付
- ・千葉県後見支援センターと連携し、在宅の高齢者等の福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理、書類の預かりを行う「日常生活自立支援事業」を実施

日常生活上の悩みや心配ごとに対して助言や援助を行うための

「心配ごと相談所」水 １３時～１５時半 電話：０４－７１５９－４９７０

ケ 介護支援専門員（ケアマネジャー）

- ・利用者宅訪問や高齢者及び家族からの相談、サービス事業者からの報告等により、高齢者虐待を知りうる機会が多いため、虐待の早期発見者となりうる
- ・虐待対応ケース会議等に参加し、検討の結果を虐待の改善に向けてケアマネジメントに反映させる
- ・担当している利用者については、虐待対応ケース会議でのキーパーソンとなりうる

コ 介護保険サービス提供事業者

- ・ホームヘルパーや、訪問入浴サービス提供者、施設の職員等は、サービス提供を行うにあたり、虐待の早期発見者となりうる
- ・サービス提供の際、身体観察する機会が多くあざや傷、痩せの状態や皮膚の変化を知ることができる
- ・会話の中から細やかな変化に気づくことができる
- ・衣服の状態や食事の様子を観察することにより、介護の放任・放棄の状況を把握した場合は、それぞれのサービス提供時に把握した事実を整理してケアマネジャー等に報告する
- ・高齢者や養護者等に対する声かけや傾聴を行い、精神的支援を行う

サ 学識経験者

- ・高齢者虐待についての情報提供、助言
- ・福祉にかかわる学生へ虐待防止・対応に関する教育

シ 地域包括支援センター

- ・地域における養護者における高齢者虐待の相談・通報窓口
- ・ケアマネジャーや民生委員等から虐待への対応等について相談があった場合は、助言や支援を行う
- ・通報を受けたら、緊急性の判断を行い、市と対応について協議し、虐待事実の確認を行う
- ・市と共に虐待の有無の判断、虐待と判断した場合は、緊急性の判断・対応方針、対応計画を決定
- ・家庭環境や本人の心身の状態、本人・家族の意向等について、課題を明確にし、虐待の解消に向けて支援策を検討し対応
- ・対応方針や虐待解消に向けた対応計画の検討
- ・期限を決めて対応計画の見直し・評価を行い、虐待対応終結に向けて高齢者が安心して暮らすことが出来るよう支援

ス 市

○高齢者支援課 電話：０４－７１５０－６０８０

- ・養護者による高齢者虐待の通報・届け出の窓口となり、法に基づく権限を行使する等虐待対応の最終的な責任を担う
- ・通報・相談を受けたら、緊急性の判断を早急に行い、地域包括支援センターと共に高齢者の安全確認、事実確認、対応についての協議をし、緊急性が高い場合は高齢者の保護を最優先に進める
- ・高齢者に接近できず、高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている恐れがあると認められる場合は、立入調査を行う
- ・通報等を受け、高齢者に生命又は身体に危険が生じているおそれがあると認められる場合に、高齢者の一時的な保護を行う（施設の手配）
- ・高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(第9条第2項)による保護のための措置を講ずることができる
- ・地域包括支援センターと共に虐待の有無の判断・緊急性の判断・対応方針を決定
- ・成年後見制度の利用が必要な場合であって、虐待等のため親族による後見等申し立てが期待できない時は、市長による申し立てを行う
- ・高齢者虐待防止ネットワークを設置し、高齢者虐待の早期発見や再発防止のための体制整備を行う

○介護支援課 電話：０４－７１５０－６５３１

- ・養介護施設従事者による高齢者虐待の通報を受理し、県に報告、助言を受け対応

○健康増進課 電話：０４－７１５４－０３３１

- ・健康相談、健康教育、健康診査等、地域住民の健康増進のための活動を通して高齢者虐待の発見とともに、相談窓口となる

- ・個別ケース会議の結果に基づき、在宅支援の一環として、地域包括支援センターと連携をとり、高齢者本人及び養護者、家族の相談、指導等にあたる

○障害者支援課 電話：０４－７１５０－６０８１

- ・精神、身体、知的な障害で日常生活や社会活動及び自立して生活しようとする上での相談
- ・障害福祉サービス等の福祉制度を使った支援についての相談
- ・精神科受診に関する相談や家族の対応の方法の相談
- ・心の健康づくりを支援するための精神保健福祉士が配置された専門的な相談窓口

精神科医による相談

心の相談 不定期 １３：３０～１６：３０ ※要予約

アルコール相談 不定期 １３：３０～１６：３０ ※要予約

○社会福祉課 電話：０４－７１５０－６０７９

- ・生活再建のための生活保護など、生活にお困りの方の相談の窓口
- ・特定疾病療養者見舞金制度等の生活支援に関する相談の窓口

○子ども家庭課 電話：０４－７１５０－６０８２

- ・児童虐待や１８歳未満のこどもに関する相談、ＤＶ（ドメスティックバイオレンス）の総合窓口となり、個別の相談対応や、外部機関との連携により、解決に向けた支援を行う

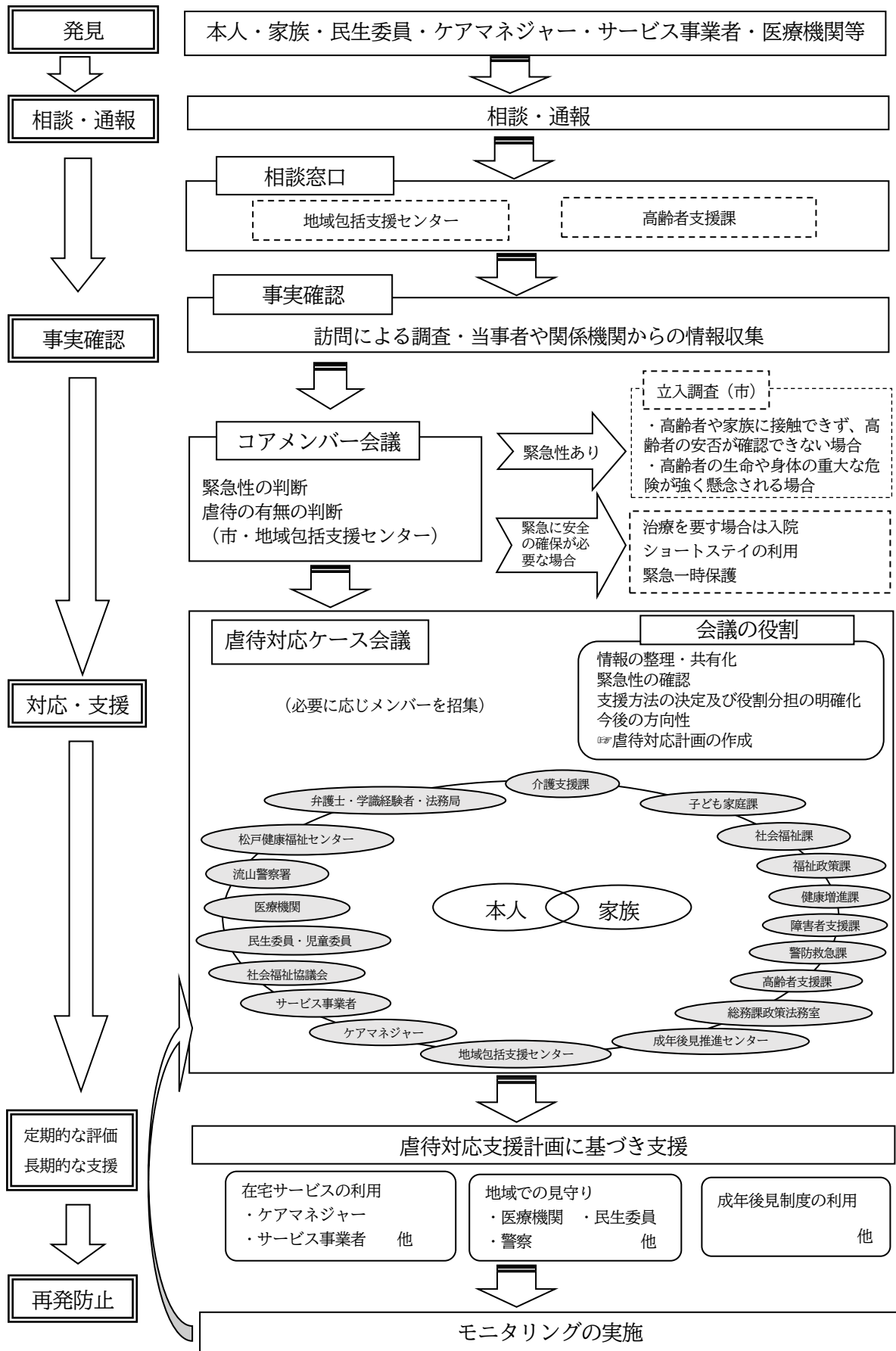
○警防救急課 電話：０４－７１５８－０１５１

- ・救急現場等において、虐待と疑わしい場合は警察機関等へ連絡し対応する

○福祉政策課 電話：０４－７１９６－６６０５

- ・個別ケースの支援者間での円滑な連携のため、連絡調整等を行う。
- ・地域支え合い活動により、地域の自治会や民生委員児童委員と連携して高齢者等の異変を早期に発見する

養護者による高齢者虐待対応の流れ





事例をとおして高齢者虐待防止法を学んでみましょう



【介入拒否があり、立入調査を実施した事例】

A子さんは85歳、50歳代の一人息子と二人で公団住宅に住んでいます。夫は数年前に亡くなり、収入はA子さんの年金のみ。息子は無職。A子さんには軽度の認知症があります。また下肢筋力の低下もあり、歩行も介助が必要です。週に1度デイサービスを利用していました。介護認定は要介護3です。

ここ数ヶ月間にA子さんは体重が減少してきました。また、腕に数ヶ所の痣があるのをデイサービスの職員が発見しています。

ケアマネジャーが心配し、息子に介護サービスの増量を勧めましたが「そんな金はない、世話はちゃんとしているから他人は余計な口を出すな！」と、すごい剣幕で怒られてしまいました。また、A子さんの体重についての話をすると「本人の食欲がなく、食べたがらない。しかし、毎日パン1枚は食べさせている！」と怒鳴られてしまいました。

その後しばらくするとA子さんはデイサービスセンターにも来なくなってしまいました。

ケアマネジャーが何度も自宅に訪問しても、息子が玄関ごしに対応するだけで、本人に会うことができません。ケアマネジャーが近所の住民にA子さんの様子を聞いたところ、「寝室のカーテンが開いていたので中をのぞいてみたが、A子さんの姿を見ることはできなかった。部屋は散らかっており、異臭がしていた。」と話したそうです。

1. 発見

高齢者虐待防止法の趣旨（法第1条）・・・高齢者の権利・利益を擁護する

- ・安心して生活する権利が脅かされていると思われる事情があれば「虐待ではないか」と疑うべき
- ・特にその行為が反復・継続している
- ・担当者の価値観だけで判断することなく、必ず複数で見て聞いてから判断する

【事例の場合】

- ① 十分な食事が与えられていないこと
- ② A子さんの部屋が著しく汚れた状態であること
- ③ A子さん本人に外傷があること

⇒本人にとって安心して暮らす権利が守られていない。虐待の可能性が高いと判断すべき。



2. 通報・相談

ケアマネジャーは、A子さんに会うことができなくなったため、どうしたらよいか悩みました。息子は会おうとせず、連絡もできません。また、世話は自分でやると言われてしまったため、対応のしようがありません。

ケアマネジャーは、高齢者虐待については地域包括支援センターが相談に乗ってくれると聞いたことがありました。しかし、こんな状況で相談してよいのか迷います。

通報義務・通報努力義務（法第7条）

- ・ 高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合…通報義務
- ・ 虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合…通報努力義務

3. 事実確認

ケアマネジャーは、担当圏域の地域包括支援センターに相談しました。

その後、地域包括支援センターの職員がA子さん宅を訪問し、事実を確認することになりました。

ポイント①：早い時期に訪問する

ポイント②：初対面の職員だけで訪問しても警戒される可能性が高い

【事例の場合】

地域包括支援センター職員に加え、息子とも顔見知りの自治会長（被虐待者の友人）と訪問する。

その後、何度か訪問をしましたが、息子の介入拒否が強く、やはりA子さんに会うことはできませんでした。

A子さんがデイサービスセンターに来なくなってから2週間が経過します。関係者はA子さんを保護する必要があると考えています。このような状況でどのような対応ができるのでしょうか。

立入調査（法第11条）

- ・ 要件：養護者による高齢者虐待により、高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるとき
- ・ 立入調査する者：市町村職員（または直営の地域包括支援センター）
- ・ 可能な行為：高齢者の住所または居所に立ち入り、必要な調査または質問

警察署長への援助要請（法第12条）・・・必要に応じ適切に警察署長に対し、援助を求める

【事例の場合】

コアメンバー会議を開催し、再度緊急性の確認を行いました。A子さんは衰弱し、生命の危険もあると推測されることから、立入調査を実施することを決定しました。立入調査にあたっては警察署長に援助要請を行い、同行を依頼しました。

また、立入調査によりA子さんの安全を確認した後は、A子さんを保護し、息子と分離をするという方針で実施することになりました。

4. 支援

警察署員の同行のもと、A子さんの居宅に立入調査をすると、A子さんは布団で横になっていました。部屋は紙おむつが散乱し、激しい尿臭がしています。また、殴られたような跡もありました。

A子さんはかなり衰弱し、会話もままならない状態でした。

息子とも話をすることができ、介護負担からうつ状態になり、悩んでいたことが分かりました。

ポイント：高齢者の安全確保を最優先する。

【事例の場合】

- ・ A子さんを緊急入院させる。
- ・ 医療的な処置が終わり身体が落ち着いたら、特別養護老人ホーム等のショートステイを行うこととする。
- ・ 息子には、今後とも訪問を続けることについて、承諾を得る。

5. 今後の課題

入院により、一時的に分離をすることで、A子さんの生命の安全が確保され、息子も介護負担から解放されることで精神的にも落ち着いてきたようです。また、支援する側も、サービスの調整や、支援方針を検討する時間をとることができました。

長期的な視点に立って、次の支援方針を決定する必要があります。

今後、A子さんへの支援を行っていく上で、残された課題は・・・

- ① 息子による年金の搾取 →→ 成年後見申立の検討
- ② A子さんの認知症による判断能力の低下
- ③ 息子への支援（精神科受診、経済的自立）

虐待が解消し、A子さんが安心・安全な暮らしを取り戻すために、どのような支援が考えられるでしょうか？



さらに、虐待対応について理解を深めたい方は、本マニュアルの後編に読み進めていただければ幸いです。